

# 令和4年度 くまもと林業大学校【基礎課程】実施要領

初級レベルの林業技術者を対象に、基礎的な技術を再確認し、第1線で安全かつ効率的な作業ができる人材を育成する研修を実施する。

## 1 事業の概要

現在、既に現場作業を行っている者が「緑の雇用」事業のフォレストワーカーと同等の法定講習等を受講することを支援します。(受講料無料)

## 2 対象者

- (1) 認定事業体、熊本県版育成経営体、その他林業事業体（素材生産量 1,000 m<sup>3</sup>/年以上若しくは森林施業面積 10 ha/年以上の実績を有する者に限る）に雇用されている者及び一人親方組合に所属している者のうち、以下の条件を全て満たす者
  - ① 現場作業を行っている常用雇用者又は常勤役員（事業主も現場作業を行っている場合は事業主も含む）
  - ② 緑の雇用事業(FW)の助成を受けていない者
  - ③ 3年以上継続して林業に従事すると見込まれる者
- (2) 林業・異業種連携促進対策事業において、森林組合等と協定を締結している者の現場作業を行っている常用雇用者又は常勤役員（事業主も現場作業を行っている場合は事業主も含む）

## 3 研修内容及び要件

別表1「研修一覧」に掲げる「研修」を1日以上受講すること（必須）。「技能講習」については別表2(1)、別表2(2)「技能講習等一覧」から自由選択とし、受講を必須とするものではない。

## 4 研修場所

### 【県北地域】

技能講習及び集合研修：熊本県林業研究・研修センター  
(熊本市中央区龍田町222-2)

### 【県南地域】

技能講習：人吉市内 ※科目によっては熊本市内の場合あり  
集合研修：五木村役場

## 5 受講申込み

- ① 事業体にあつては事業主からの申込みとし、一人親方にあつては一人親方組合代表からの申し込みとする。
- ② 受講申込書に事業体名、受講希望者名を記載し、受講を希望する科目の「希望記載欄」に○を記入して提出する。
- ③ 添付資料は次のとおりとする。
  - a 認定事業体及び育成経営体以外の林業事業体  
登記事項証明書の写しを添付。個人事業主の場合は、開業届又は直近の確定申告書の写しを添付する。

事業実績を証する書類を添付する。

b 認定事業体、育成経営体及び一人親方：添付資料は不要。

- ④ 林業・異業種連携促進対策事業において、森林組合等と協定を締結している者については、県に対して行われる同事業実施計画承認申請において、本基礎課程の受講計画書も併せて提出することとなっていることから、当基金への申し込みは不要とする。

## 6 受講者の選定について

2の基準を満たす申込者が多数の場合は、不採択（次年度以降の受講）となる場合があります。

## 7 受講者が途中離脱する場合の取り扱い

受講者が、受講決定した集合研修又は技能講習を途中から離脱することとなった場合、その受講者が所属する事業体は、離脱した翌年度の1年間、本課程を受講できないこととします。

## 8 連絡体制について

研修の日程等については、現時点では未定のもので、これから徐々に決定され、また、状況によっては日程変更等の事態が生じます。そのため、その際の受講生への連絡については事業体にあつては事業体を通じて、一人親方にあつては組合を通じて、林業・異業種連携促進対策事業関連にあつては森林組合等を通じてFAXやメールにより行います。連絡体制を整備しておいてください。

## 【別表】

別表1 集合研修一覧（対象者2(1),(2)共通）

番号	科目	内容	日数
1	林業入門	森林、森林の機能等、林業、その他について説明及び用語解説。	0.5
2	森林・林業政策	森林及び林業の動向や最新の制度を習得	1.0
3	森林管理（基礎・経営計画）	持続的な森林管理と林業経営についての基礎知識を習得 森林管理（森林計画、森林経営計画）の基礎知識、計画作成手法を習得	0.5
4	森林管理（施業地情報）	森林の所有権・地上権等の基礎知識、境界確定の手法と対策方法を習得	0.5
5	立木評価	プロット調査実習とともに、間伐等を行う際の立木評価（素材生産に掛かる経費）作成	1.0
6	施業プラン（施業提案）	施業提案書作成実務の習得	1.0
7	森林調査（測樹基礎）	測樹（樹高、胸高直径）及び採材に掛かる講義及び現地実習	1.0
8	森林調査（測量基礎）	コンパス測量及び机上実習（方法説明と現場測量、製図から面積算出）	1.0
9	森林調査（GPS・GIS）	GPS・GISの基礎知識及び活用方法の習得	1.0
10	森林調査（3Dレーザースキャナ、航空レーザー計測）	3Dレーザースキャナー、航空レーザー計測の知識及び操作方法の習得	0.5
11	森林調査（ドローン）	ドローンの知識及び操作方法の習得	3.0
12	林業労働安全（基礎）	林業労働安全の制度、現状・課題を習得	0.5
13	チェーンソー操作法	チェーンソーの基本的な目立て、点検整備の習得	1.0
14	チェーンソー操作法	安全に伐倒するための受け口や追い口の作り方の習得	1.0
15	スマート林業	林業事業体におけるスマート林業技術の現場実装の取組状況（実際の現場でのドローン等の活用レクチャー等）	0.5

別表2(1) 技能講習一覧(対象者2(1)用)

番号	科目	内容	日数
1	刈払機取扱作業安全衛生教育	刈払機に係る安全衛生教育	1.0
2	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全衛生教育	はい作業に係る安全衛生教育	1.0
3	チェーンソーを用いる伐木の業務特別教育	チェーンソーに係る特別教育	3.0
4	機械集材装置運転特別教育	集材装置の操作に係る特別教育	2.0
5	伐木等機械運転特別教育	車両系伐木機械(フ ロ ッ ッ 等) 運転業務に係る特別教育	2.0
6	走行集材機械運転特別教育	車両系木材搬出機械(フォワード等) 運転業務に係る特別教育	2.0
7	簡易架線集材装置運転特別教育	車両系簡易架線集材装置(スイングヤード等) 運転業務に係る特別教育	2.0
8	車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	車両系建設機械(バックホウ等) 運転に係る技能講習(次のいずれかに該当する人) ① 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格し実技試験でトラクター系もしくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別に合格した者 ② 大型特殊自動車の免許を有する者 ③ 大型自動車免許又は、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、運転の業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者 ④ 不整地運搬車運転技能講習を修了した者	3.0
		同(上記資格を有しない人)	5.0
9	不整地運搬車運転技能講習	不整地運搬車運転に係る技能講習(次のいずれかに該当する人) ① 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格し実技試験でトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に合格した者 ② 大型特殊自動車の免許を有する者 ③ 大型自動車免許又は、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、運転の業務に3ヵ月以	2.0

		上従事した経験を有する者 ④ 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習、又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者	
10	小型移動式クレーン運転技能講習	小型移動式クレーンに係る運転技能講習	3.0
11	玉掛技能講習	玉掛に係る技能講習	3.0

別表2(2) 技能講習一覧(対象者2(2)用)

番号	科目	内容	日数
1	刈払機取扱作業安全衛生教育	刈払機に係る安全衛生教育	1.0
2	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	はい作業に係る安全教育	1.0
3	チェーンソーを用いる伐木の業務特別教育	チェーンソーに係る特別教育	3.0